



福岡医発第1116号(地)
令和2年7月13日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

令和2年7月3日から大雨による災害にかかる予防接種の取扱いについて

標記災害のために居住地の市町村で定期接種を受けることが困難な者が、居住地以外の市町村において定期接種を希望する場合の接種の実施に関する留意事項について、厚生労働省より各都道府県衛生主管部局宛てに事務連絡が発出され、本会に対しても日本医師会を通じて連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、ご承知のとおり、本県においては居住地以外の市町村において定期接種を実施する場合、居住地の長からの実施依頼がなくとも福岡県定期予防接種広域接種実施医療機関であれば、県内の予防接種対象者に対して定期接種が実施されておりますことを申し添えます。

記

1. 居住地外市町村において定期接種を実施する場合には、一般的には居住地の長から居住地外市町村長に対して定期接種の実施依頼が行われているが、標記災害により居住地の長が実施依頼を行うことが困難な場合には、被災者からの定期接種実施希望の申出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。
2. 当該定期接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状況を十分に把握した上で実施すること。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ205F)
令和2年7月7日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

令和2年7月3日から大雨による災害にかかる予防接種の取扱いについて

標記災害のために居住地の市町村で定期接種を受けることが困難な者が、居住地以外の市町村（以下、「居住地外市町村」という。）において定期接種を希望する場合の接種の実施について、厚生労働省より各都道府県衛生主管部局宛て別添の事務連絡がなされました。

なお、実施にあたっては下記に留意していただきたいとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 居住地外市町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の長から居住地外市町村長に対して定期接種の実施依頼が行われているが、標記災害により居住地の長が実施依頼を行うことが困難な場合には、被災者からの定期接種実施希望の申出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。
2. 当該定期接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状態を十分に把握した上で実施すること。

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 6 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害にかかる予防接種の取扱いについて

予防接種法に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の対象者であって、標記災害のために居住地である市町村（以下「居住地」という。）における定期接種を受けることが困難な者（以下「被災者」という。）が、居住地以外の市町村（以下「居住地外市町村」という。）において定期接種の実施を希望する場合には、当該居住地外市町村長による定期接種の実施について、下記に留意し、特段のご配慮をいただきますよう、管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1. 居住地外市町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の長から居住地外市町村長に対して定期接種の実施依頼が行われているが、標記災害により居住地の長が実施依頼を行うことが困難な場合には、被災者からの定期接種実施希望の申出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。
2. 当該定期接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予防の徹底など健康状態を十分に把握した上で実施すること。

以上